



柏崎市地方産業育成資金

固定金利 の 小口事業系資金 信用保証料補給制度もあります

| | | |
|-------------------|--|---------------------------------------|
| 対象者 | 市内に住所又は事業所を有し、6か月以上事業を営んでいる中小企業者 (NPO法人、一部の業種を除く。) | |
| 融資限度額 (既存残高含む) | 1,000万円以下 | |
| 資金使途 | 運転資金 | 設備資金 |
| 融資期間 | 5年以内(据置6ヶ月以内) | 7年以内(据置6ヶ月以内) |
| 融資利率 (固定金利) | 信用保証付き | 責任共有制度対象外 年利 1.7% 責任共有制度対象 年利 1.9% |
| | その他 | 年利 2.2% |
| 担保及び保証人 | 取扱金融機関の定めによる | |
| 新潟県信用保証協会の信用保証 | 必要により信用保証付きとする | |
| 申込み先 取扱金融機関 | 第四北越銀行・大光銀行・柏崎信用金庫・新潟県信用組合・ 新潟大栄信用組合・えちご中越農業協同組合の市内営業店 | |
| その他 | ・市内事業者が、市内で行う事業用土地購入、建物建設・購入、営業車購入、機械設備の設置・増設などが対象です。(ただし、投機目的の場合は利用不可) ・設備設置前(車両の場合は車両登録前、工事の場合は着工前)に市の認定が必要です。 ・運転資金と設備資金を1つの借入金として取り扱うことはできません。 | |

責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。制度導入で、一部の保証制度を除き、原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有することとなります。

- ・上記は令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までのお借り入れの方が対象です。
- ・審査の結果、資金のご要望にお応えできない場合があります。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用いただけません。

資金申込時にご用意いただくもの

1. 柏崎市中小企業者向け制度融資に係る認定申請書(市役所商業観光課又は金融機関にご用意してあります)
2. 直近期末の決算書の写し(個人事業主の方等で決算書の作成がない場合には、税務申告書の写し)
3. 設備投資にご利用の場合は、設備の見積書、カタログ及び仕様書の写し
4. 直近の市税完納証明書(市役所1階7番窓口で発行。有料証明書です。証明書申請時に代表者印が必要です)
5. 柏崎市暴力団排除条例に基づく宣誓書

お問い合わせは、商業観光課商業労政係へ ☎0257-21-2335

小規模企業の小口資金なら『新潟県小規模企業支援資金』もおススメです